

事業概要およびこれまでの経緯（（仮称）三十三間山風力発電事業）

1 事業概要

- (1) 事業名 (仮称)三十三間山風力発電事業
- (2) 事業者 東京都港区赤坂二丁目9番3号 第1松浦ビル2階
株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング
- (3) 事業内容 風力発電所の新設(陸上)
- (4) 事業規模 発電所の出力:最大103,700kW()
(単機出力6,100kWの風車を最大17基設置)
事業実施想定区域の面積:約905.46ha
- (5) 事業実施想定区域 滋賀県高島市、福井県三方郡美浜町および
福井県三方上中郡若狭町の行政界周辺

) 発電所の出力が50,000kW以上であり、法アセス第1種事業に該当。

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書

- | | |
|-----------|------------------|
| ・送付 | 令和4年9月30日 |
| ・公告・縦覧 | 令和4年9月30日～10月31日 |
| ・住民意見の受付 | 令和4年9月30日～10月31日 |
| ・審査会(1回目) | 令和4年11月7日 |

知事意見の提出期限は、令和5年1月16日(月)

【知事意見の提出期限は、配慮書送付の翌日から起算して60日程度の適切な期間で事業者が決定する。(発電所アセス省令第14条第1項)】

(2) 縦覧場所

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
- ・滋賀県高島環境事務所(高島市今津町今津1758)
- ・高島市役所環境政策課(高島市新旭町北畑565番地)
- ・高島市役所今津支所(高島市今津町弘川204-1)
- ・高島市役所マキノ支所(高島市マキノ町沢1410番地)
- ・高島市役所朽木支所(高島市朽木市場604番地)
- ・高島市役所安曇川支所(高島市安曇川町田中89番地)
- ・高島市役所高島支所(高島市勝野21番地)
- ・福井県安全環境部環境政策課(福井県福井市大手三丁目17-1)
- ・美浜町役場1階(福井県三方郡美浜町郷市25-25)
- ・若狭町役場環境安全課(福井県三方上中郡若狭町中央1-1)
- ・株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングホームページ
(<https://jwe.co.jp/>)

【発電事業にかかる環境影響評価審査のフロー】

